

# 住みよい街づくり、なごみある三重県を目指して

## NA・GO・MI



2008.01 第9号

### 前野かずみ県政レポート

発行 平成20年1月

発行者 三重県議会議員 前野和美

編集 和み会(なごみ)

〒514-1105 三重県津市久居北口町438-31

TEL 059-254-6605 FAX 059-254-6606



ごあいさつ  
新年明けましておめでとうございます

皆様にはお健やかに初春をお迎えのこととお喜び申し上げます。昨年は、皆様方のご支援・ご協力のおかげをもちまして、三重県政に2期目の県会議員として、活躍の場を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

新春を迎えるにあたり、心新たに地元津市を始め三重県発展のため、粉骨碎身努力してまいります。

三重県議会は、分権時代を先導する議会をめざして議会改革に取り組んでいます。平成18年12月に全国都道府県で初めて議会改革基本条例を制定しました。この条例は、県民に対して、議会の役割や議会と県民との関係、議会と知事との関係を示し議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務をしめしています。

そんな中、改革の第一歩として、年四回と定められた議会の開催を改め、平成二十年第一回定期例会から年二回の開催にすることとなりました。

詳しくは、次ページでお示しします。今年も倍旧にましまして皆様がたの一層のご支援のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



前野かずみ

# 住み良い街づくり、**和み**と活力ある三重県政を目指して、前野かずみは行動します。安全 安心 安定 ある三重県を目指して

## 議会・議員活動

### 福祉医療費補助金の見直し

福祉医療費補助金は、乳幼児医療費補助金、心身障害者医療費補助金及び一人親家庭等医療費補助金の総称です。国の医療保険制度を保管するために市町が行う助成に対して、県が財政支援を行っているものです。

今回の見直し内容は、乳幼児の場合通院4歳まで無料を義務教育就学前までに引き上げる。心身障害者医療費助成の対象範囲をこれまで対象外であった精神障害者保健福祉手帳1級の通院医療費を補助するとしています。補助率は、受益と負担の公平性の観点から窓口負担額の2割を本人負担とするとしています。

しかし、財政的に余裕のある市町では、本人負担の2割を市町が補助して、本人負担をいらなくしようとの動きもあり、一方では、財政的に無理があり本人に負担をしてもらおうと考えている市町もあり、三重県が提案する制度に疑義が唱えられています

一人親家庭など子育てにハンディーの人や、精神障害者保健福祉手帳1級で通院をする人が対象とすると、入院している人が多くその対象は極めて少なく、2級まで範囲を拡大してほしいとの呼びが聞こえてきます。

県議会では、福祉医療費制度を顕彰し、議会の意向をまとめるため福祉医療費討論会議を立ち上げ検討することとなり、代表としてメンバー(13名)に入りました。

### 野呂知事に要望書提出

自民党議員団は7月・11月に42の友好団体の要望を聴き取り、まとめ、幹線道路の整備促進や県単公共工事予算の増額、農林水産業支援、食の安全・安心を確保するための監視指導体制の強化など14項目の政策提言を知事におこないました。



### 食品の安全・安心を確保する

伊勢市に本社を置く株式会社赤福では、「農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という)による改善の指示が農林水産省によって行われ、売れ残り商品に新たな消費期限を付け替えて販売する等の偽装行為が発覚し、「食品衛生法」による、無期限の営業停止処分命令が県より出されました。県内の他の食品関係事業者にあっても、食品偽装が次々と明るみに出たことは誠に遺憾であり憂慮すべき事態です。

厚生労働省所管の「食品衛生法」、農林水産省所管の「JAS法」、経済産業省所管の「不正競争防止法」等対象が同じ食品であるにもかかわらず、法律ごとに規制・指導する所管が異なり、十分な連携が図られていると言えず消費者及び事業者に混乱を与える原因となっています。

県議会では、これらの法律「食品衛生法」「JAS 法」「不正競争防止法」を縦割りではなく横串にさせるような法律を作ろうと議会提案の「食品の安全・安心に関する条例を作るべき条例検討会を立ち上げ副座長に指名されました。



## 防災対策活動

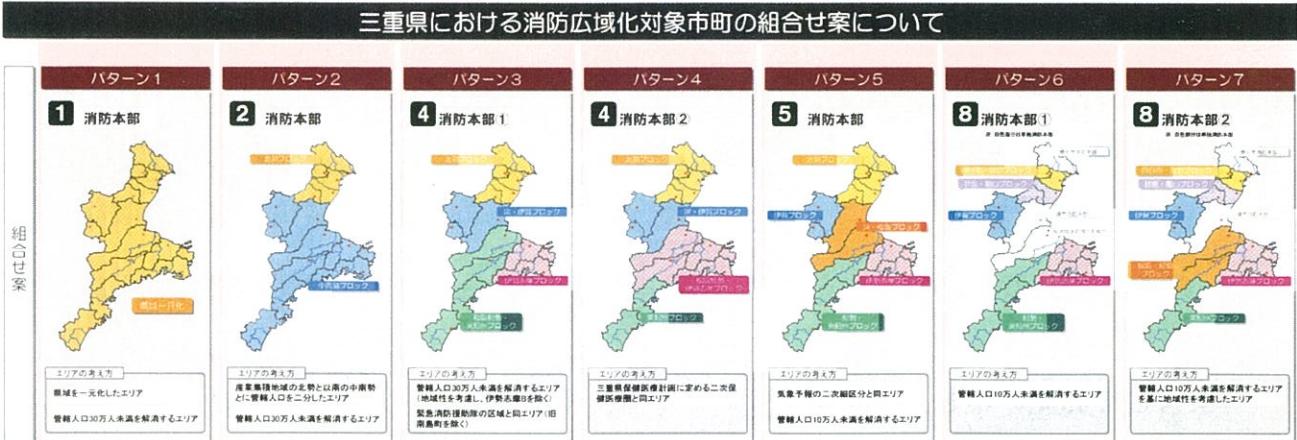
### 広域消防組織の素案が県から示されました

昨年、消防組織法が改正され、多様化・大規模化する災害や事故等に対処するため、市町が自主的に広域化を進める基本指針が定められました。

県がその計画を作ることになりました。大きく3つの観点があります。

1つは、三重県を一元化し消防本部をひとつにまとめる方法です。2つめは、人口30万人単位を1つの目標とすること、3つめは、人口10万人未満の組織の解消です。

12月議会で一定の方向が出され、将来的には県域一元化ですが平成24年度を目標に10万人未満を解消するため桑名市消防本部、四日市・菰野ブロック、鈴鹿・亀山ブロック、津市消防本部、松坂・紀勢ブロック、伊勢志摩ブロック、東紀州ブロックの8つの消防本部に統合を進めるべく指針が示されました。詳しくは、三重県のホームページをご覧ください。



## 陳情・要望対策活動

### 県道三宅一身田線の早期完成を目指し陳情

県道一身田三宅線の建設工事、JR高架橋工事がJR東海と県とで合意に至らず工事予算が着きながら工事着手が遅れていることから、大里地区自治会長及び関係者が県に出向き陳情活動を行いました。

結果、年度内着手が約束をされました。JRとの協議が難航していることから、予算を繰越さないで、完成共用している南詰めからJR 踏み切りに向かって(南方面)19年度予算で200m道路工事をする事になりました。これも地元自治会の熱心な取り組みが実ったものだと思います。



### 県政報告会を実施しました

後半9月14日から小戸木地区をスタートにミニ県政報告会を17か所で実施し県議会の取り組みや活動についてお話をさせていただきました。

また、地域の問題点について意見交換し、今後の議会活動に生かしてまいります。ご参加をいただいた皆様方に改めてお礼申し上げます。



## 謹賀新年

皆様新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、県議員「前野かずみ」に対しまして格別のご支援を頂戴いたし、ありがとうございました。

本年も昨年同様相変わりませず、ご支援賜りますようお願い申し上げ新年のご挨拶と致します。

前野かずみ後援会  
会長 山城文雄

# 議会改革推進会議(会期に関するプロジェクトチーム)

## 県議会の会期が変わります (前野和美も10人の委員の一人です)

三重県議会は、時代の要請を先取りして、様々な議会改革に取り組んできました。各種委員会の公開や情報公開、本会議のテレビ中継など、県民に開かれた議会の運営に努めてきました。

本会議での質疑は、国会の委員会審議のように、対面演壇方式を取り入れ執行部と議会が向かい合って議論できる一問一答方式が採用され緊張感のある議会運営がされています。

これまで全国の地方自治体では、地方自治法にならない議会の定例会は年4回以内の条例で定める回数を召集することされていたため、これに習ってきました。しかし現実、議会の開催されていない時には、議会を召集する暇(いとま)がないと認められるという知事の権限で重要な議案があっても専決処分とされてきました。

また、5億円を超える契約案件は、議会の同意がいるため入札が終了しても、議会が開催され議決されるまで執行が出来ない工事工期に影響するなど不備が多数ありました。

今回の地方自治法の見直しにより、回数に制限なく条例で定める回数召集することができると改正をされ、上記の問題点を解消するためには議会の召集回数を何回にするか、会期に関するプロジェクトチームで議論がされてきました。

今までのままでよいと言う意見や年3回、さらには、1回など様々な議論があり紆余曲折ありましたが、議会改革推進会議の会期に関するプロジェクトチームの最終報告で年2回とする報告をまとめ、第4回定例議会(12月議会)において、三重県議会定例会の召集回数に関する条例を見直し年2回の召集回数に改めることとし、議決しました。

具体的に言うと2月から6月(133日)までと9月から12月(95日)までの2つの期間にするもので、国の通常国会と臨時国会に似た制度になりました(合わせて228日)。日数的には現在の110日程度である会期を228日程度とほぼ倍増します。

メリットとしては、すぐに本会議が開けるなど機動的、弾力的な議会運営が可能となることや、審査時間を十分に確保できることなどです。

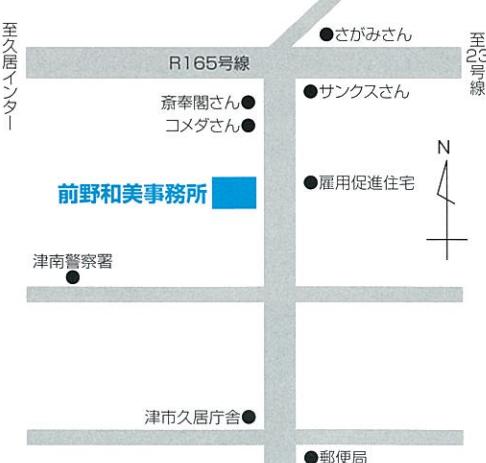
デメリットは、会期日数が多くなり、閉会中の期間が短くなることから地域での議員活動の時間が少なくなることや、議会の開催経費が多くなること。少し難しい話ですが一事不再議(会期中に議決した事件と同一の事件については審議の対象とすることが出来ない。次回の議会までまたなければならない)の期間が長くなる。

開催経費が多くなることについては、これまで開催中であれば議案精読や議案調査のため登庁すれば費用弁償が支給されていましたが、議会開催経費を少しでも掛からなくするように、これらの支出を削減し(年間600万円の削減)海外視察(4年間で6,120万円)も取りやめることと致しました。

賀状によるご挨拶はご遠慮申し上げ、和み紙面にて新年のご挨拶に代えさせていただきます。



## 前野かずみ事務所



県政なんでも  
相談室として  
事務所を開設  
しています。  
お気軽に  
お立ち寄り下さい。

津市久居北口町438-31  
Tel 059-254-6605  
Fax 059-254-6606